

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定により、下記のとおり指定障害福祉サービス事業所を指定しました。

令和7年7月15日

広島市長 松井 一實

記

事業者の名称	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類	指定年月日
有限会社エムエヌティー	ショートステイ きぼう	安佐南区安東一丁目1番32-203号室	短期入所	令和7年7月1日
一般社団法人レインボー	さくら	安佐南区伴西四丁目12番2号	共同生活援助	令和7年7月1日
株式会社幸房	生活介護さんらいふ	南区段原山崎三丁目2番28号	生活介護	令和7年7月1日
一般社団法人レインボー	デリカ・シャンテ	安佐南区沼田町大字阿戸1498番地	就労継続支援B型	令和7年7月1日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、
下記のとおり指定障害福祉サービス事業所の廃止の届出がありました。

令和7年7月15日

広島市長 松井 一寛

記

事業者の名称	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類	廃止年月日
株式会社サンライフ	生活介護 さんらいふ	南区段原山崎三丁目2番28号	生活介護	令和7年6月30日
株式会社 com-mate	なぎ作業所	西区観音本町二丁目7番29号	就労継続支援B型	令和7年6月30日

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定により、下記のとおり指定障害児通所支援事業所を指定しました。

令和7年7月15日

広島市長 松井 一實

記

事業者の名称	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類	指定年月日
SHITAMATSU有限会社	キッズスタジオ オリーブの木 S.T.3	中区舟入幸町17番5-1号 エイワンビル2階	放課後等デイサービス	令和7年7月1日
株式会社アクトアライズ	児童発達支援 リバティ可部	安佐北区可部二丁目39番21号	児童発達支援	令和7年7月1日
株式会社幸房	こどもデイさんらいふ	南区段原山崎三丁目2番28号	放課後等デイサービス	令和7年7月1日
株式会社シップ	放課後等デイサービス s hip☆now	西区楠木町四丁目19番7-402号	放課後等デイサービス	令和7年7月1日

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、下記のとおり指定障害児通所支援事業所の廃止の届出がありました。

令和7年7月15日

広島市長 松井 一實

記

事業者の名称	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類	廃止年月日
株式会社サンライフ	こどもデイ さんらいふ	南区段原山崎三丁目2番28号	放課後等デイサービス	令和7年6月30日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20第1項の規定により、下記のとおり指定特定相談支援事業所を指定しました。

令和7年7月15日

広島市長 松井 一實

記

事業者の名称	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類	指定年月日
医療法人社団川岡クリニック	相談支援事業所たかとり	安佐南区高取北一丁目4番30号4F-A	特定相談支援	令和7年7月1日
株式会社ILC	I.L.C障がい者（児）相談支援センター	中区東平塚3番10号	特定相談支援	令和7年7月1日

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28第1項の規定により、下記のとおり指定障害児相談支援事業所を指定しました。

令和7年7月15日

広島市長 松井 一實

記

事業者の名称	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類	指定年月日
株式会社 I L C	I . L . C障がい者（児）相談支援センター	中区東平塚3番10号	障害児相談支援	令和7年7月1日